

入札参加資格審査申請手続き見直しQ&A【建設工事】

(2)定期受付について

Q 現行制度と新制度の変更点を教えてください。

A 主な変更は以下のとおりです。

項目	現行制度	新制度
受付方法	随時申請受付(年中)	定期受付(2年に1回)+ 随時受付(新規のみ)
有効期間	1年7月間	2年間
更新申請頻度	毎年	2年に1度
登録可能な工種数	最大7工種	上限なし
工種追加の申請	可	不可

Q 登録工種数が上限なしに変更になるようですが、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下、「経審の結果通知書」という。)」の「技術職員数」や「完成工事高」が0でも登録可能ですか？

A はい、可能です。
ただし、名簿有効期間中の工事追加の申請ができなくなりますので、定期受付及び随時受付(新規のみ)の際は、入札参加を希望する工種の申請漏れがないようにご注意ください。

Q

R11年4月1日以降も継続して登録を希望したいため、定期受付期間(R10年10月2日～11月30日(予定))に更新申請が必要ですが、もし定期受付期間に申請できなかった場合はどうなりますか？

A

定期受付期間に申請していない場合、R11年3月31日で名簿有効期限が切れますので、随時受付期間中に新規申請をしていただくことになります。随時受付開始はR11年4月16日以降になります。随時受付となると、認定日が最短でも令和11年6月1日となるため、切れ目なく認定を受けるには、定期受付を必ず申請してください。

項目	内容
随時受付期間	R11年4月16日～R12年8月15日(予定)
認定日	申請日(毎月15日×切)の翌月1日※最短でR11年6月1日
対象申請	新規申請のみ
名簿有効期間	認定日～R13年3月31日

Q

経営事項審査を受審し、最新の「経審の結果通知書」が発行されました。提出する必要がありますか？提出しないとどうなりますか？

A

はい、提出する必要があります。提出しないと入札に参加できなくなります。既に提出している経審の有効期限(経審基準日から1年7月)が切れる前までに最新の「経審の結果通知書の写し」を提出してください。

Q 名簿有効期間中に最新の「経審の結果通知書の写し」を提出しましたが、総合数値は変更になりますか？

A いいえ、変わりません。
合併等の場合を除き、最新の「経審の結果通知書の写し」提出による再算定はいたしません。

Q 建設業許可の更新により新しい「建設業許可通知書」が発行されました。提出する必要がありますか？提出しないとどうなりますか？

A はい、提出する必要があります。提出しないと入札に参加できなくなります。
現在の許可有効期限が切れる前までに最新の「建設業許可通知書の写し」を提出してください。